

平成 26 年 7 月 28 日

市内介護保険事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり行政処分を決定致しました。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市西区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市西区に所在する（介護予防）訪問介護事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	平成26年8月 1日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	平成26年10月31日まで

3 処分の原因となる事実

上記 1 (1) に記載の法人は、訪問介護計画に基づいたサービスを提供しておらず、かつ、提供したサービスについて記録を作成していない状態であるにも関わらず、報酬の請求を行いました。（法第 77 条第 1 項第 6 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 10 号に該当）

問合先

居宅指定係 電 話 9 7 2 - 3 4 8 7

指 導 係 電 話 9 7 2 - 3 0 8 7

F a x 9 7 2 - 4 1 4 7